

## 哲学対話において共通理解をつくりだすには

## ——「正義の本質」を事例として——

西 研

本稿は、現象学の方法が、哲学の対話においてしばしば生じる「信念対立」(竹田青嗣)を乗り越えて共通理解を作り出すうえで、本質的な有効性をもつことを示すことを企図している。

そのさい、その有効性の根拠を原理的に示すだけでなく、一つの具体例(正義の本質)を通して、現象学の方法を対話のなかで実践するさいのポイントとなることを示したい。

## 広義と狭義における哲学

そのさい、ここで取り上げる「哲学」をどのような範囲のものとみなすか、という点について、最初に述べておきたい。

哲学は、その広義においては「議論を通じて、理念的にはだれもが納得しうる」つまり「合理的な根拠にもとづく」共通理解とともに育てようとする営みであるということが出来る。この広義における哲学は、自然科学や数学も含めた、あらゆる学問的営みを包括するものとなる。

しかしここで私が対象とする哲学、つまり「狭義」の哲学については、〈さまざまに種類の「よさ」(価値)について、それぞれの意味と成立根拠とを根底から問いなおすこと〉によって、だれもが納得しうる共通理解をつくりあげようとする営みとしておきたい。具体的には、認識の価値としての真、個々人の行為やなん

らかの社会的営みの価値としての善や正義、私たち各自が享受するさまざまな喜びや美、そのようなさまざまな種類の「よさ」が、ここでいう狭義の哲学の対象となる。

ちなみに、この「根底から問いなおす」ということを、哲学とは「そもそも」を問う営みなのである、と言いつつとわかりやすいかもしれない。教育という主題について〈そもそも教育とは何をする事なのか。教育のもたらす「よさ」(価値)はそもそもどのようなものといえるか〉と問うならば、これは教育の哲学となる。正義という主題について〈正義の基準は社会や民族によって多様だが、正義という観念はどんな社会にも存在しているように思われる。では、正義の観念はそもそもどういう根拠から生まれてくるのか〉と問うならば、これは正義の哲学となる。

しかしなぜ、私たちは「よさ」価値を問い、かつ、それを「そもそも」から問おうとするのだろうか。つまり、なぜ哲学の営みは求められるのか。

—— 私たちが個人としても集団としても、どちらに向かえばよいのかかわからなくなつたとき、私たちはあらためて「何が」「なぜ」「よいか、を確かめなくてはならなくなる。つまり、自分(たち)を方向づけるために、私たちは価値の根拠を問い、かつ、それを共有しようとするのである。

しかもそのさい、「だれだれが」といつていたから「みんながそうしているから」「文書や法律に書いてあるから」というような仕方ではなく、なんらかの価値の根拠を一人ひとりが深く問い、そして一人ひとりの洞察と納得によって共通理解を形成することが目指される。そのような営みのことを、ここでは哲学と呼んでおきたい。

1 ソクラテスにおける〈〜とは何か〉の問い

魂の世話（配慮）

このような哲学の見方は、ソクラテスとプラトンに遡る。『ソクラテスの弁明』における「魂の世話（魂の配慮）」という言葉がそれをよく表している。ソクラテスの言葉を引いてみよう。

私は歩き回って、あなた方の中の若者であれ年長者であれ、魂を最善にするように配慮する前に、それよりも激しく肉体や金銭に配慮することがないようにと説得すること以外なにも行っていない。こう言っています。『金銭から徳（アレテー）は生じないが、徳にもとづいて金銭や他のものほすべて、個人的にも公共的にも、人間にとつて善きものとなるのだ』と（一〇）。（二）

「金銭」「評判・名譽」「肉体（これは健康だけではなく肉体美も含むかもしれない）」は、私たちが日々配慮し気づかっている重要な事柄である。そのことをソクラテスは認めていないわけではない。しかし彼は、それらよりも「魂を最善にすること」「魂の徳（卓越性）」を配慮せよ、という。そして、そのような魂の配慮（世話）をするために、ソクラテスはさまざまな人たちと哲学対話を行ったのだった。

じつさいにソクラテスが哲学対話の主題としたものは、よく知られているように、正義、勇氣、知恵、節制（四元徳とも呼ばれる）などであるが、ではなぜ、彼はこういうことを始めたのだろうか。その背景としては、彼の生きた紀元前五世紀のアテネが、

ちようど日本でのバブル期のように富み栄えていたことが指摘できる。

もともとポリスは軍事共同体であるから、市民たちは同時に戦士であつて「質実剛健」の気風をもっていた。しかし前五世紀のアテネは、ペルシア帝国に対するギリシア世界の軍事同盟（デロス同盟）の長として、ギリシアじゅうのポリスから税金を取り立て、それでもつて神殿を建設したりしていた。圧倒的な富を背景に、アテネでは悲劇や建築にみられるような優れた文化が生まれ、若い市民は政治家となつて活躍することを夢見た。弁舌爽やかで容姿が優れていれば、富と権力と名声を手にすることを期待できたからである。

しかし華やかなその時代の底には、一種のニヒリズムのようなものが起こっていたと思われる。ただ有名になり出世して権力と富を得れば、それでよいのか。それはいったい「何のため」なのか。富や権力はそれ自体として価値あるものではないだろう、という疑念である。

このような疑念をもつた若者たちがソクラテスのまわりに集い、対話をつみかさねながら、「どういうことに価値（よき）があるのか、その価値（よき）の根拠はどこにあるのか」を問い求めているのである。

『ラケス——勇氣について』における“本質観取”

では、その対話はどうのような仕方で行われていたのだろうか。プラトンの初期対話篇『ラケス』では、次のように進行する。

息子たちに徳を教えたい、と願う二人の市民に対して、ソクラテスはおよそこのようにいう。——徳とは何かかがわかっていな

ければ徳を教えることはできない。しかしいきなり徳の全体について考察するのは大変だろうから、まずは徳の「ある部分」について検討することにしよう、と。そして「〈勇氣とは何であるのか〉を言うべく試みてみることにしようではありませんか」<sup>(三)</sup>と提案するのである。

この〈勇氣とは何か〉を問われた將軍ラケスは、こう答える。  
——それに答えるのは難しくない。「誰かが隊列に踏みとどまって敵を防ぎ、逃げ出さないとするならば、いいかね、その者は勇氣があるのだ」<sup>(四)</sup>。

これに対してソクラテスは、自分が尋ねたかったのはそういう答えではないのです、といいながら、さまざまな他の場面の例を挙げてみせる。戦いのさいに示す勇氣だけでなく、海の危険に対して勇氣ある人もいれば、病氣や恐怖のさいに示す勇氣も、欲望や快樂に対して戦う勇氣もある。それらをふまえたうえで、「勇氣が何であるがゆえに、それらすべてのものにおいて同一のものであるのかを、おっしゃってみてください」<sup>(五)</sup>というのである。

ソクラテスのいうように、勇氣が発揮される生の場面はさまざまである。「隊列に踏みとどまって逃げ出さない」という答えでは、勇氣をもつて病に立ち向かっているさいの勇氣は説明できない。それらすべてが勇氣と呼ばれるからには、そこに同一のものがあるはずだから、その同じである点を言葉でもつて言っしてほしい、とソクラテスは要求するのである。

この〈〜とは何か〉の問いは初期プラトンの対話篇を特徴づけるものだが、これについて、勇氣の「定義」、つまり、物事を類と種とに分類・整理するさいに必要な、アリストテレスのいう定義に類したものを求めているのだ、という見方や、具体例をたくさ

ん挙げてそこから共通性を抽出する、いわゆる「帰納法」の手続きを行うことを求めているのだ、という見方がしばしばなされてきた。しかしそれらは、ソクラテスの問い求めようとしたものは明らかに違いと私は考える。

例として挙げたようなさまざまな行為がすべて「勇氣ある」と呼ばれるのであれば、私たちはそれらに何か共通のもの——まさしくそれらが「勇氣」と呼ばれる根拠となるような何か——を直観しているはずである。その直観を言語化してほしい、とソクラテスは求めている、というのが私の見方である。つまり、二千年も後になって、フッサールが「本質観取 *Wesensschauung* (独)、*essential insight* (英)」と呼ぶものの原型がここに現れている、と考えるのである。

なぜそういえるのか、を語る前に、ラケスの答えをみておこう。ソクラテスの要求に対して、ラケスは「魂の何らかの忍耐強さ *karteria*」<sup>(六)</sup>であるように思われる、と言う。確かにこの「忍耐強さ」という答えは、恐怖に負けないという点で、戦いの例のなかで直観されていたものを言語化しており、かつ、ソクラテスの挙げた他の諸例をもそれなりに包括できるものになっている。

ラケスはそのあと、ソクラテスの示唆を受けて「思慮ある忍耐強さ」という答えを提示するが、続くソクラテスの質問にとまどい、結局はよくわからなくなってしまう。いわゆるアポリアに逢着してしまうのである。この『ラケス』のストーリーを詳しく辿るなら、ソクラテスが相手をアポリア(行き止まり)に追い込む手法と、そのことのもつ意義について知ることができるが、残念ながらここではそれを辿る余裕はない<sup>(七)</sup>。

私がこの例で浮かび上がらせたかったのは、「魂の世話」と「本

「質観取」とが深く結びついている、ということである。

何が正義なのか、何が勇氣なのか、つまり、人としての価値ある生き方がよくわからなくなったときに、哲学は求められる。そして、対話を通じて「勇氣とはそもそも何か」、つまりさまざまな行為を私たちが「勇氣」と呼んで価値あるものとみなしている理由（根拠）を、私たちが言葉で深くつかむ——フッサール風にいえば本質観取する——ことができたならば、私たちはふたたび勇氣に憧れつつ生きることができるようになる。このように、価値（よさ）の根拠をハッキリとつかむことによつて、自分の生のなかに憧れを取り戻すことを、ソクラテスは「魂の世話」と呼んでいたのであった。

この文脈からみるかぎり、〈とは何か〉の問いが「定義」、つまり辞書などで分類・整理するための言葉を求めているという見方は、哲学対話で求められているものが何よりも「魂の世話」である、ということを見落していると思われる。

では、ソクラテスは帰納法を行うことを求めている、という見方はどうか。これはまったくの個物から一般性を注出することは不可能である、という「帰納のパラドックス」に陥ってしまう。

フッサールは、『イデーオン』の第一章「事実と本質」第二節において、私たちが事実（具体的な個物や個別的事態）に目を向けることもできれば、本質に目を向けて目の前のものを本質の実例の一つとして把握することもできる、と語っている。つまり、私たちはまったくの個物を見ているのではなく——それは不可能である——個物（一般者（本質）の一例として見ているのである。だから、個別的な特質のほうに目を向けることもできれば、一般性そのものに目を向けること——本質直観もできる、ということに

なる。

この勇氣についても、まったくの個別の具体例があつてそれらから一般性（ないし本質）を注出するのではなく、私たちは個別の具体例じたいのなかにすでに一般的なもの（勇氣といえる何か）を直観しており、だからこそ、その一般的なものを言語化するることができる、と考えるべきであろう。

さて、ソクラテスの対話の目指したものは、哲学対話によつて本質——もろもろの事例のなかで直観されている、それらの事例が勇氣や正義などと呼ばれている理由・根拠——を言語化し、そうすることで、魂が憧れを取り戻し元気になること、であった。

この「魂の世話」という言葉は、個人が自分の魂を配慮するというニュアンスが強いが、しかしソクラテスがそうすることの必要をアテネの人びとに向かつて訴えたように、この世話ないし配慮は、「われわれがわれわれの社会のあり方を配慮する」という、社会的な意味あいとしても拡大しうる。われわれが、社会におけるさまざまな営みの価値——たとえば教育や社会正義の価値——を根底から問おうとして、教育の哲学や社会正義の哲学を対話のなかで形作ろうとするならば、それはいわば「社会の世話」、つまり社会を「よりよく」しようとする営みとなるはずである。

## 2 哲学対話の困難

### 空転・懐疑主義・独断論・相対主義

しかし多くの場合、哲学の対話は空転しがちである。「正義とは何か」という問いでもってワークショップを行ったとしよう。すると、この問いがあまりに抽象的すぎて、どこからどうやって考えていけばよいか、の手がかりすら見いだせないままに終わるこ

ともありうる。また、各自がそれぞれの意見（私はこう思う）を表明して、それを互いに確認しあうように議論は進行するかもしれない。これはしかし、最初のうちは他者の考えにふれること自体に新鮮さがあるとしても、さらに進んで、互いが納得しうる「共通のもの」が見えてくることがなければ、対話を継続する意欲じたいがだんだんと失われていくだろう。

このように、哲学の対話を進めようとする、「そもそも価値について、根拠を伴った共通了解などはありえない。それぞれの考えがあるだけだ」という懐疑的・相対主義的態度に陥ることになりやすい。相対主義にならないとしても、「これこそが真の正義だ」という意見（独断論）どうしが衝突し対立するだけ、つまり信念対立が起こって解消できない、という結果になりかねない。

議論を空転させず、相対主義にも独断論にも陥らないためには、共通了解をつくりあげていくための「土台」が必要になる。すなわち、各人が「みずから確かめる」ことのできる土台をもつこと。さらに、その土台は、無制限な遡行（根拠の根拠……を問い続けること）を停止させて、「確かにこれはこうなっている」ことを各人が見て取ることを可能にするものでなくてはならないだろう。

この無制限な遡行についていえば、『純粹理性批判』のカントが指摘したように、人間の理性は、根拠の根拠のそのまた根拠……というふうには、物事の根拠を際限なく問い続けることができる。だから「結局、根底的に問うことなどありえず、もし答えを出したとすれば、それはどこかの時点で探究をストップしてしまっているのだ」と主張する論者も出てくる（たとえば、批判的合理主義者ハンス・アルバートのいう「ミュンヒハウゼン・トリレンマ」がよく知られているが、すでに古代の懐疑論が同じことを指摘し

ている）。

哲学は「そもそも」を問おうとする、つまり根底的に問おうとするものであるからこそ、その営みは無制限な遡行へとつながりかねない。だからこそ、一人ひとりがみずから「確かめる」ことができ、かつ、これ以上遡ることを必要としない——あるいは、遡ってはならない——ものとしての、探究の土台・地盤が必要なのである。この土台としてフッサールが提示したもののこそ、現象学的還元によって浮かび上がってくる、各自の「体験」の領野であった（フッサール『イデーーン』第二四節の「一切の諸原理の、原理」は、認識の正当性の源泉を「原的に与える直観」に見いだすものだが、これは、無制限な遡行を停止するための原理として捉えることができる）。

では、あらためて現象学の方法を、空転・相対主義・独断論を乗り越えて共通了解をつくるための土台の提示、という観点から見つめ直してみよう。

### 「唯一の真理」を求めず、体験に即して考える

現象学の第一の方法である「現象学的還元」は、一人ひとりが自分自身の体験に立ち戻ることを要請するものだった。この手続きに明確に含めるべき重要な点だと私が考えるのは、どこかにあるはずの「唯一の真理」を求める姿勢を放棄する、という点である。正義という主題であれば、「唯一の真の正義とは何か」という問い方を止める、ということになる。この点をフッサール自身はとくに強調していないが、意識体験の領野への還元は、当然このことを含むはずである。

たとえば「どこかにあるだろう真の正義」を求めようとする

き、思考はさまざまなところをさまよい、着地点を見いださな  
 かもしれない。どこから・どのように探究してよいか、がわから  
 ないために、思考が「空転」してしまうのだ。あるいはまた、正  
 義について多様な人びとの抱く多様な感度を考慮に入れることな  
 く、自身の信念を「これこそが唯一の真の正義だ」として語り出  
 す人がいるかもしれない。するとまったくの「独断論」になつて  
 しまう。

このように「唯一の真理」を想定することは、空転か独断論に  
 つながりかねないのである。これに対して現象学は、「各自の体験  
 世界に戻れ」と言う。唯一の正義があると決めつけることなく、  
 また、さまざまな論者の「正義論」の当否もいったん置いて、「正  
 義」という事柄は、私たち各自の生（体験世界）のなかでどのよう  
 な意味をもって現れているかを確かめることからスタートせよ。  
 ここにこそ、探究が向かうべき土台（地盤）がある」と言う。体  
 験に向かつて問い、体験に即して答える、という姿勢を貫くこと  
 が現象学的還元なのである。

### 3 正義の本質観取（実践例）の進行の仕方

では、この原則を踏まえたとき、どのような仕方ですじさいの  
 探究を行うことができるだろうか。

私はこれまで、「正義とは何か」あるいは「正義の本質」という  
 ワークショップを、大学や高校、カルチャーセンター、企業研修、  
 司法研修所などで行いながら、現象学的方法を試してきた。

これを具体例としながら、現象学的な対話を行うさいの基本的  
 な方法、より正確にいうなら、合理的な共通理解を導くために不  
 可欠だと私が考える方法のポイントを、述べていきたい。

さて、現象学の大原則は、主題となる事柄（正義、自由、なつ  
 かしき、嫉妬等々）と私たち各自の生（体験世界）とが具体的に  
 どのように関わっているかを浮かび上がらせ、そこから共通理解  
 を作り出していく、というものだった。

この「正義と体験世界の関わり」を浮かび上がらせるために、  
 私は、ワークショップの参加者に、次のような手順でアプローチ  
 してもらってきた。

#### ①問題意識の確認

いちばん最初に「各人が正義について気になっていること」を  
 出し合ってもらおう。つまり、「正義をめぐって、私たち各自はどん  
 なことが気になっているか。何をハッキリさせたいか」を、まず  
 は言葉にしてもらうのである。

#### ②言葉の用法への着目

主題となっている言葉（ここでは正義）を、私たちはどのよう  
 な場面で、またどのような意味で用いているかに着目し、実例を  
 挙げてもらう。

#### ③実感を伴う体験例を出す

正義や不正・悪を実感するような、具体的な体験例を挙げても  
 らう。

#### ④事例に則した正義の意味の検討↓カテゴリー分け

挙げてもらった事例の一つひとつに即して、そこでの正義や不  
 正・悪の意味を検討する。すると、正義（や不正・悪）について、  
 いくぶん質の異なる意味がみつかるかもしれない。その場合には、  
 具体例を「カテゴリー分け」してもらおう。主題によってはあえて  
 「すべての例に共通する意味」を考えてもらうこともある。この

作業を通じて、正義の意味がはつきりしてくる。

#### ⑤正義の成立根拠を問う

さらに、正義（や不正・悪）という観念がなぜ成立しているのか、つまり正義の成立根拠についても、話し合ってもらおう。

#### ⑥まとめの文章の作成

以上をもとに、正義の本質（正義の意味及び成立根拠）についてのまとめの文章を作成してもらおう。

#### ⑦最初の問題意識や途中で生まれてきた疑問点への回答

最初の問題意識についても、その回答を試みてみる。また、途中で生まれたいろいろな疑問点についても、メモをとっておき、最後に検討してもらおう。

\*

では以下、これらのプロセスの具体的な進行の実例を示すとともに、その方法的な意義についても補説していくことにしたい。

### 4 問題意識の確認

ワークショップの参加者には、まずこの「問題意識」を出してもらうことにしている。小グループ（4～6名）のなかで互いの問題意識を出し合ってもらうと、次のようなものがよく出てくる。なお、引用したものは、ワークショップの参加者の発言をもとにしているが、読みやすくするために表現を改めたり、簡潔にしたりにしている。

#### ・正義の普遍性と相対性

「時代背景、思想信条、利害関係などによって、何が正義とさ

れるかは変わらうと思える。そうではない、客観的で普遍的な正義というものはありうるのだろうか」

・各人の主観的な正義と社会のなかで通用する客観的正義との関係

「人はそれぞれ主観的な正義をもっている。これを客観的正義の名のもとに頭ごなしに否定すべきでないと考えたと、正義の相対性を認めなくてはならなくなる。しかし、それぞれの主観的正義にもとづいて起こされた行動が衝突するときには、やはりそれを調整する必要があるが、その調整のためには、誰もが正義かなうと考えることのできる最大公約数的なもの、つまりは客観的な正義を必要とすることになる。では、この客観的な正義とはどのようにして成り立つことになるのか」

・正義という言葉による自己正当化／正義と正義でないものを判定する基準

「「これが正義だ」と大声で語られるものはしばしば自己正当化の論理のように聞こえ、ほんとうの正義とはいえないと思うことがある。しかしまた、正義でないものと正義とを判定する基準がちゃんとあるのかと自問すると、判然としなない」

・正義という観念の根拠／言語による意味内実のちがひ

「正義という観念はどんな社会にもあるようにも思えるが、しかし他方で、例えば英語の justice と日本語の正義は異なるようにも思える。そうになると、正義の根拠を共通理解として取り出すことはたして可能なのだろうか」。

以上のように問題意識を出してもらうと、（正義には普遍性はな

く、正義は社会や民族や個人ごとに異なる相対的なものにすぎないのではないかと疑いが、多くの人のなかにあることがわかる。しかしまた、人びとの行為の調整のためにはやはり正義が必要とされるのだから、正義の基準を私たちがもたないわけにはいかない」ということも気づかれている。これらの問題意識をギュートと絞っていくと、

- ① 正義の普遍性及び根拠への問い……「正義の観念には普遍性があるか、もしあるのなら、それはどのような根拠によって必要とされているのか（あるいはそのような根拠はないのか）」
  - ② 正義の基準への問い……「私たちが社会を生きるうえで共有しうる、恣意的・相対的ではない正義の基準はあるか。」
- という二つの問いに集約することが可能だろう。

このような問題意識を出しあうプロセスは、方法的にはとても重要である。気になっていしあうと、互いのあいだにかなりの共通性が見えられ、以降の作業を行うさいの動機が生まれる。つまり、なぜ・なんのために正義の本質（正義の意味と成立根拠）を捉えようとするのか、つまり、「本質を捉えるさいの観点」が明確になり、共有される。逆からいえば、まったくこれを行うことなく、いきなり正義の具体例から本質の注出を行う作業に入ると、作業じたいが表面的・機械的なものになってしまうかねない。

さて、以上のように問題意識を出しあったら、それらはいったん置いておいておく。そして「体験のなかで現れている正義」から、それらの本質を捉える作業に移ってもらうことにしている。

最後になって正義の本質が見えてきたら、そこからこれらの問題意識に答えることを試みてもらっている。うまく答えられれば、きわめて満足のいくワークショップとなる。

## 5 「言葉の用法」及び「実感的な体験例」の検討

では次に、正義という事柄が私たち各自の「体験世界」のなかでどのように現れてくるか、の実例を出し合う必要がある。具体的には、正義にまつわるエピソードや体験例をさまざまに挙げ、さらに、それぞれの例において直観されている正義（あるいは不正・悪）の意味を言語化することになる。このように、具体的な体験例を出し合ってから本質を取り出す、というやり方は、どんな本質観取においても共通である。

体験例を挙げるさいには、先に述べたように、「言葉の用法」と「実感的体験」について、それぞれ例を挙げてもらうとよい。

「言葉の用法」とは、正義（ないしは不正・悪）という言葉がどんな文脈で、どのような意味をもつものとして用いられているか、を調べてみることをいう。ウイトゲンシュタインが言葉の意味をその用法に求めたことはよく知られているが、なんらかの価値的な事柄を体験に即して検討するさいに、それを表す「言葉」の用法に着目することは役に立つ。

もう一つの体験例へのアプローチとして、正義や、その反対語である不正や悪について、その「実感的な意味」を探る必要があるだろう。なぜならば、正義についての思想や理論とは無関係に、私たちは、何かの事件や行為にさいして「これはひどい」「ずるい」「あの人は正義の味方だ」というような実感をもっているからである。そして、正義についての思想や理論はしばしば対立するが、



後者の実感的なレベルでは、相当程度に共通したものを取り出せる可能性がある。

ではこの二つの方針に従って、正義の体験的な意味を捉えていくことにしよう。

### マス・メディアなどで語られる「社会正義」

新聞やテレビなどで「社会正義に反している」というような言い方がなされる。具体的には、人権が侵されている、とか、教育の機会均等が奪われている、とか、経済の格差が大きくなりすぎている、というような事柄である。

ここでの「社会正義」の意味は、「社会が実現すべき価値」を指す、ということが出来る。しかし実現すべき価値といっても、文化を豊かに発展させるというようなことと、社会正義の実現は明らかに異なっている。「人権」が守られていることや、社会の成員一人ひとりが生きるうえでの経済的・社会的な条件についての「公正さ」などが社会正義の主題となるところからすれば、さしあたり、社会正義とは「人びとが社会において共存するさいの基本的な取り決め」に関わるもの、といえそうである。

さらにマス・メディアだけでなく、学問の世界にも「正義論」と呼ばれる政治思想・政治哲学のジャンルがある。ここでも基本的に、社会ないし国家が実現すべき価値として、「人権の尊重」や、「経済格差の縮小」のような公正さの実現などがしばしば語られる。しかしここでは、実現されるべき社会正義の内容をめぐって、かなり異なった立場がある。

二〇世紀後半のアメリカで始まった正義論では、①自由と結びついた「人権」を正義の根幹におくが、経済的・社会的な格差の

縮小をも重要であるとみなし、国家による所得再配分を認める立場（ロールズ）や、②自由と所有の保護のみを正義とみなし、国家による所得再配分を不正とみなす立場（リバータリアン）、③自由を正義の根幹にすることじたいを疑い、共同体の利益を正義の根拠とする立場（コミュニタリアン）などがよく知られている。

これらで語られる「正義」も、マス・メディアで語られる社会正義と同じく、「社会が実現すべき価値」であり、とくに「人びとが社会において共存するさいの基本的な取り決めに関わるもの」ということができる。

### 日常的・実感的な体験例

マス・メディアや学問において語られる「社会正義」の意味については、ある程度輪郭をハッキリさせることができた。そして、正義の内容については、いくつかの異なったイメージがあることも確認できた。しかしこれだけでは、社会正義がなぜ必要とされるのか、ということ、つまり、社会正義が求められる「根拠」が明らかになったわけではない。この根拠に迫っていくためには、「実感を伴う日常的な体験」に即した考察が有効かもしれない。

私たちは、日々の生活のなかで、何かの事件や行為に際して「この人は正義の味方だ!」「これはひどい不正だ!」と発語したり、内心で思ったりすることがある。そのような実感性のある体験例を挙げながら、それぞれの例に即して、そこで直観されている正義や不正（悪）の意味——言葉の用法といってもよい——を確認していくことにする<sup>(七)</sup>。

この実感的な体験例から意味を取り出す作業は、ちようど、ソクラテスが『ラケス』において、勇気の例として、戦いのさいに

見せる勇氣だけでなく、病気のさいに見せる勇氣や欲望に対する勇氣などのさまざまな勇氣の例を挙げたうえで、それらの例すべてに共通する勇氣の意味を言語化することを求めたプロセスに相当する。

そのさい『ラケス』では、「一つの共通な答え」を取り出すことが目的とされていた。しかし私たちとしては、まっすぐに「一つの共通な答え」へと突き進むのではなく、さまざまな体験例における正義や不正の用法や意味を具体的に検討し、そこにいくつかの色合いの異なったものが見いだせる場合には、それらを「カテゴリー分け」することを「本質観取」の目的として考えたい。

なぜならば、私たちが求めているのは、**私たち各自の生活と「正義」「不正・悪」という言葉（ないし観念）とがどのようにに関わり合っているのか、について具体的に探ること**だからである。正義・不正（悪）という言葉の面から私たち各自の生活や社会生活を見つめ直すことを試みる、といってもよい。

そう考えるならば、一つの共通な答えを急ぐことなく、むしろ、一つひとつの実例に則して、そこでの正義・不正・悪という言葉がどのような意味あいをもっているかをていねいに検討すべきなのである。

また、このような検討のなかで、人によって正義に含める事柄の範囲が異なっているならば、そのこともハッキリしてくるだろう。また、英語での justice と日本語での正義の用法や意味に異なる点があるならば、これについても考えを進めるきっかけを得られるはずである。

具体的なやり方としては、まず、各人が正義あるいは不正や悪を「実感」するような、何かの実例やエピソードを、小グループ

（4〜6名）のなかで出し合う。さまざまな実例をそれぞれ一つの付箋に一つの例を簡単にメモしてもらったうえで話すと便利である。出されたエピソードについて、そのつどの正義・不正（悪）の意味をグループ内で確かめていくことになる。

では、典型的な事例を4つ紹介しよう。

### ①正義のヒーロー

「月光仮面や仮面ライダーのようなヒーロー。平和を乱す者と戦う、つまり、悪を罰して平和を回復しようとするのが正義。その反対に、何の理由もなく人びとの平和な生活を破壊したり人びとを苦しめたりすることが悪」。

——ワークショップを行うと、必ずこれに類する発言が出てくる。西部劇の保安官、また警察や司法が挙げられることもある。そしてここでの正義の「意味」は、**（他者を苦しめる悪人を懲らしめて平和を取り戻すこと）**ないしは**（悪を罰して社会秩序を回復すること）**ということが出来る。

またこの例から、正義という言葉は「社会の状態」に対してだけでなく、人の「行為」やそのような行為を行う「人」についても語られるものであることがわかる。

### ②災害時の救助活動

「過酷な状況の中で、一人でも多くの人を救助しようとすることに正義を感じる。ここでの正義は『利他的であること』。これに対する不正は、考えられない」。

——これも必ず挙がってくる例だが、正義Ⅱ（利他的行動）とすることに對しては異論も必ず出てくる。「災害救助は確かに善だが、正義とは呼べないのではないか。だれかがルールを破ったり

他者を苦しめたりしたときに、その犯人を罰することは正義といえるが、災害はだれかがつくり出した「悪」ではないからだ」「まったくの利他的行動は善ではあるが、正義とはいえないと思う」などである。正義という言葉に含める範囲が人によって異なることがわかる。

### ③学校での弱い者いじめ(悪の例)

「多勢で一人をいじめたり、自分より相手が弱くて抵抗できないことをわかりながら、一方的に相手をバカにしたりやつけたりするように、正当な理由なく他者に苦痛を与え、それを楽しむことは悪である。この反対の正義は、他人をいじめないこと、ともいえるし、さらに進んで、いじめられている人を救おうとしていじめる人たちに抗議したり戦ったりすることを指すこともあると思う」。

——この例は、(人を苦しめること)≡悪、という私たちの基本的な感覚をよく示している。同種のものとして、殺人、傷害、監禁、盗みのような犯罪も挙げられる。すべてが**直接的な苦しみを他人に与えるもの**である点で、ハッキリと「悪」と名指される。これに対して、直接的な被害や苦しみを他者に与えない「ルール違反」的なもの(スピード違反など)は、「違反」とはいわれるが、悪とは呼ばれにくい。

また、ここでの悪に対応する正義を考えたときに、「他人をいじめないこと(他者に苦痛を与えない、ないしルールを守っている)」という水準と、「いじめられている人を救おうとする(または、いじめる人たちをやっつける)」という積極的な行為の水準の二つが挙げられていることも興味ぶかい。

後者の積極的な行為の水準については、「正義のヒーロー」と同

じで正義という言葉は似つかわしいが、前者の「ルールを守ったり他人を傷つけたりしていない」ということを正義と呼ぶことは、ふつうはない。「あたりまえ」だからである。しかし「集団や個人においてルールが守られていること」を「正義が保たれている」と言うことは可能であり、その点では、これも正義と認めてよいのかもしれない。

### ④カンニング、わいろ、株のインサイダー取引など(不正の例)

「大学入試でカンニングをすることは、不正といえる。これは結果判定を誤らせて自分の利益(大学への入学の権利)を求めることだが、当然、自分のせいで入学できなかった人を生む。つまり「公正な競争」を害する行為であり、実害をも生む。だから、ここでの不正は「公正な競争を害することによる私的利益の追求」といえる」。

これは傷害や盗みとちがって、他者に直接には損害を与えないか、または他者や社会への損害が間接的であってわかりにくい場合である。そして、直接的な損害がイメージされるときには「ひどい」という言葉が浮かぶのに対し、カンニングやわいろには「ずるい」という言葉が用いられることが多い。つまりルールを表面き守っているように見せかけながら、裏ではそれを破って自分の利益を求めることを、「ずるい」とか「卑怯だ」と私たちは感じるのである。

ここからは、私たちが「どの参加者も同じルールで競争する」という「約束」をしながら生きている、という事態が浮かび上がってくる。

## カテゴリー分けとその関連づけ

これまでの議論をもとにして、正義・悪・不正の意味のちがいをカテゴリーに分けてみよう。すると以下のようなになる。

- ① 社会正義（人びとが社会において共存するさいに「かくあるべきである」とされること）。人権や公正さの尊重など。
- ② 積極的な行為としての正義（悪や不正をただす行為）。警察や司法、また「いじめ」に反対するなど。
- ③ 全くの利他的行為としての正義（これは正義に含めない人も多い）。
- ④ 悪（直接に他者に危害や損害を与える行為）。殺人、傷害、窃盗など。
- ⑤ 不正（ルールを密かに破って私的利益を獲得する行為）。株のインサイダー取引、わいろなど。
- ⑥ 日常的に守られている正義（ルールを守り他者を侵害しないでいること）

これらのカテゴリーはしかし、バラバラのものではないはずだ。これらがどう関連しあっているかを整理してみよう。（この「カテゴリーの関連づけ」は、本質観取のテーマによってはきわめて有効な方法となる場合がある。）

—— 私たちはふだんの社会生活において、互い（同じ社会のメンバー）を侵害せず、また一定のルールを取り結んで、そのもとで経済活動などのさまざまな活動を行っている。そして多くのルールは、何か特別な事情がないかぎり、基本的には「メンバー同士を対等に扱うもの」（法のもとでの平等）となっている。そして、

この（ルールを守り他者を侵害しないでいること）を、私たちはふだんとりたてて「正義」と呼びはしないが、そこには「これは正しいことであって破ってはならない」という感覚が伴っている。そこで、この（ルールを守り他者を侵害しないでいること）を「日常的に守られている正義」（カテゴリーの⑥）と呼んでおく。

しかし、誰かを直接に侵害したり、また密かにルールを破って私的利益を追求しようとした場合、それは悪や不正と呼ばれる（カテゴリーの④と⑤）。そして、悪や不正をただそうとする行為は、積極的に「正義」と呼ばれる（カテゴリーの②）。そして悪や不正が最終的にただされる——裁判が行われ犯人が相応の罰を受ける——ことを「正義が回復される」と呼ぶこともできそうである。

また、社会正義（カテゴリーの①）は、個々の行為というよりも、社会を全体としてみたときに公正さや人権の尊重などがきちんと成り立っているか、を主題としているものといえる。

## 6 正義の本質を考察する

では以上を前提にして、「正義の本質」——正義と呼ばれていることの基本的な意味、またそれが成り立つ根拠——を、私たちはどのように規定すればよいだろうか。

とくに強く正義が意識されるのは、「悪や不正をただす」積極的な行為としての正義だが、しかし正義という事柄の核心にあるのはむしろ、「私たちがふだん他者を侵害しないようにし、またルールを守って社会生活を営んでいる」ということ、つまり「日常的に守られている正義」（カテゴリー⑥）であろう。これがあつてはじめて、不正や悪が問題となり、また強い意味での正義も必要と

されるからである。

そこで、この「日常的に守られている正義」という現象に焦点を当てて、これをより深く理解することを試みたい。

——ちなみにこれからの作業は、これまでのような「具体的な事例から、そこに直観されている意味を引き出す」というものではなく、「一つの現象になんらかの観点から問いかけて、それがどのようにして成り立っているのか（成立根拠）を明らかにしようとする」ものになる。しかしこの「成立根拠の問い」に答えるのには、特有の難しさがある。

体験的な事例から意味を引き出すことや、それらの関連を考察し、その中心にあるもの（ここでは「日常的に守られる正義」を確定するまでの作業は、おそらくほとんどの人が同意しうるものだろうと私は信ずる。このように、本質観取は「だれもが自身の体験を引き合いに出して確かめうる」ということが最大の利点なのである。しかしさらに事柄の「根拠」を掘り上げていこうとすると、「体験に即して見て取れる」というところを超えていつのまにか、独自の「仮説」を立ててしまうことになりかねない。

以下については、私としては「各自の体験世界に即して見て取れる」ことを意識しながら掘り進めていくつもりだが、読者には異論もあるかもしれない。そのような異論を私までお寄せいただけると、私としてはうれしい。

さて、日常的に守られる正義について、まず「当然」「正しい」「破ってはならない」という感覚を私たちはもつのか」といふところから掘り下げてみたい。そのさい、他者を直接に侵害する「ひどいこと」と、ルールをごまかして利益を追求する「ずる

いこと」とを区別して考えてみよう。

他者を傷ついたり殺したりすることを、多くの人が「ひどい」と感じる。そうされる相手の苦しみを感じるからである。（相手がされたくない辛いことを、自分はしたくない。自分もまた、そうされたくない）。こういう感覚が私たちのなかにあるのは確かであり、これは、私たちのなかにある「正義の感覚」の基底にあるものといえそうである。

しかしこの感覚は、どんな人でもいつでももっているもの、とはいえない。

私たちは他者に対して「苦しむのは気の毒だ」と共感的に接することもあるが、私を侮蔑した他者や私に危害を与えうる他者を憎み、そういう他者を殺すことを望むことさえ、ある。他者は共感の対象であるとともに、憎しみや脅威を抱きうる対象でもあるからだ（この点については、ほんらい「他者」の本質観取が必要であるが、ここでは立ち入らないことにする）。

そのような視点からみるかぎり、私たちが正義と呼ぶこと（ここでは、他者を殺さない・傷つけない、広くは「侵害」しない）は、（相手がされたくない辛いことを、自分はしたくない。自分もそうされたくない）という感覚だけで成り立っているのではなさそうである。私たちが正義と呼ぶものには、（相手が憎くても殺さない・傷つけない）ということが含まれているからだ。

私は、（相手が憎くても殺さない・傷つけない）ということが成り立つのは、「社会的な約束」があるからだと考え。つまり、相手に対する自分の感情は別にして、（互いを殺さず傷つけない）という条件のもとで、私たちは社会を構成するメンバーとしてともに生きていくことにしよう」という約束が、正義の感覚には含

まれていると考えるのである。

たとえば暴力事件を起こした人がいて、相手を殴った事情を聞くと個人的には「なるほどねえ」と共感できるようなものだったとする。しかしそれはそれとして、「暴力という解決の仕方はよくない」と、たいていの大人の市民は判断するだろう。

つまり、「殺さない・傷つけない」ということの根底には、他者を自分と同じく感情や意志をもつ一人の人間として感じている（共感性）があるが、それに加えて、殺さない・傷つけないということが社会生活を送っていくうえでの最低限のルールだ、ということ（約束性）がある、ということになる。

この約束性の契機は、株のインサイダー取引や、賄賂によって契約を獲得するときのような「ずるい」ことを考えてみると、さらにハッキリとしてくる。

（一定のルールのもとで競争し、それでもって獲得された財は正当である）。私たちのなかにはこういう観念がある。それは、財の獲得という人の生活にとってきわめて重要な（ときに生死のかわった）事柄に対して、力や富のある者が好きなようにできる（暴力がむき出しになる）のを押さえ込む、という意味もあるだろう。（力に訴えるのではなく、「このルールのもとで競争することにする」という条件でもって、みんなやっていきましよう」と社会の構成員は互いに約束しあっている。だからこそ、バレないようにしながらルールを破って私的利益を追求する行為を、私たちは「約束がちがうぞ、それは社会の構成員としてやるべきことではない」と感じるのである。

ちなみに、「同じルールのもとでの競争」という条件はなぜ、財の獲得や大学入試に至るまで広く社会のなかで採用されているの

だろうか。この条件は社会の構成員すべてに財の獲得や入学のための「対等な」チャンスを与える、ということを意味するが、ここには（社会の構成員すべてを対等なものとして遇すべきだ」という感覚が含まれていることがわかる。貧富の差があっても等しく教育を受けられ、結果的に社会で活躍するチャンスを得られるようにすべきだという「教育の機会均等」の思想もまた、基本的には、メンバーの対等性の感覚に基づくものといえるだろう。

さて、「ひどい」「ずるい」という感覚を検討することによって、人びとが互いにさまざまなルールを取り決め、またそれを守りながら社会生活を営んでいる、という事態がみえてきた。では、それらのさまざまなルールを取り結んでいることの、もつとも根底にある「約束」があるとなれば、それはどういふものだろうか？ この問いはワークショップで必ず参加者に尋ねているものだが、私なりに次のように答えてみたい。それは（互いを同じ社会を構成する対等なメンバーとして認め合い、そして互いの共存・共栄のために必要なルールをつくって守っていく）という約束である、と。

この約束のことを、私は簡単に（共存の約束）または（共存の意志）と呼ぶことにしている。この（ともに生きていく）という約束・意志）があるからこそ、正義（ただししいこと、破ってはならないこと）の観念が生まれる、といいうる。つまり、この（共存の意志）こそが、正義という観念の土台なのである。

さて、以上をふまえて、正義の本質を以下のようにまとめておきたい（ワークショップでは、各グループにマトメの文章を書いてもらうことになる）。

（人びとが互いを、社会を構成する対等な仲間（メンバー）と

して認め合い、仲間たちの平和共存・共栄のために努力しようとするところから生まれる「あるべき秩序の像」や「正しさの感覚」。これが正義と呼ばれる。この文章は西なりにつくったものであるから、より適切なものとして書き換えられる可能性があることはもちろんである(10)。

## 7 最初の問題意識や疑問点に答える

以上の検討をもとにして、最初の問題意識に答えることを試みてみよう。そしてさらに、正義にまつわるいくつかの疑問点にも答えることを試みてみよう。

### 正義には普遍性も根拠もない？

「普遍的な正義はなく、すべては相対的なのではないか？ 結局のところ、正義というものに根拠はないのではないか？」という疑問を、多くの参加者がもっていた。これに対しては、「互いに共存・共栄していこうという意志Ⅱ共存の意志」というものを、正義の根拠としてつかまえることができた。

正義の「基準」だけを見れば、それがさまざまな社会において相対的であることが目立つが、正義の根拠を考えると、(人びとが集団や社会をなし、共存・共栄するためにルールをつくり、それを守って生きようとする)には時代を超えた普遍性があることがわかってくる。その意味で、正義は決して「何かたよりないもの」ではないことになる。

また、正義の基準もまったく恣意的であるわけではない。社会のメンバーどうしのあいだで「殺すな、盗むな」ということは、昔からの基本的な掟であったことが指摘できる。さらに、近代以

降の社会は市場経済が広がり、自由な生き方の可能性が広がっていくが、そういう生活の環境のもとでは「各人の自由を広く認めること」(人権)や「財の獲得などについて対等の機会が確保されること」(公正さの要求)などは、社会正義における必須の項目となるはずである。しかしまた、社会の状況によって、どういふルールが人びとの共存にとってふさわしいか、ということはある程度変化すると考えられる。

また、パレスチナとイスラエルのように、どちらも「自分たちの正義」を標榜して争い続けているところもある。このような「正義と正義の衝突」も正義の相対性を感じさせられる事例だが、しかしこれは、正義というものがどこにも根拠がなく頼りないものであることを意味するのではなく、両者のあいだに不信が蓄積しているために「互いに共存共栄していこうという意志」、つまり正義を生み出す土台となるべきものが成立していないことを意味するのである。もし両者が「ともに生きていく仲間」として互いを承認しあつたならば、そこに新たな正義がつけられるはずである。この承認が成立するには大きな困難が予想されるが、しかしそのための条件を考察することは不可能ではないだろう。

### メンバーの範囲の問題(共存の意志)を育むには

いま挙げた、パレスチナとユダヤの争いの例によってハッキリとみえてくるのは、「共存の意志」というときに、どこまでの範囲が仲間(メンバー)に含まれるのかという問題があるということだ。

日本人(日本国籍の所有者)のことを、共存・共栄する仲間とみなしている日本人は多いだろう。しかし、在日コリアンのよう

に、日本国籍をもたないが歴史的な経緯から「永住権」をもっている人びとを、日本人が、自分たちと共存・共榮するメンバーとして、つまり「ともに社会をつくっていく仲間」とみなしているかという点、残念なことだが、これは人によって感覚が分かれている。ヘイトスピーチを行う人のように、在日コリアンを仲間だとみなさない人もいるのである。

また、世界に目を向ければ、一つの国家の内部にさまざまな民族問題を抱えているところは多い。少数民族が「自分たちはまとも（対等に）扱われていない」と感じるところからきていることも、よくある。

ここには、〈共存の意志〉はいかにして育まれるのか、また、いかにして排他的にならずその範囲を広げうるのか、という非常に重要な問題が現れてくる。

この問題に関して、厳密な本質観取の手続きを離れることになるが、最後に私見を少し述べておきたい。

〈共存の意志〉はいかにして育まれるか、という問題を哲学の歴史のなかで最初に根本的に扱った人として、『社会契約論』のルソーを挙げることができる。

ルソーが「社会契約」と呼ぶものは、私が〈共存の意志〉と呼んでいるものとほぼ等しい。そして、『社会契約論』において、人びとが人民集会（議会）に集まって法案を審議するときに、この法案が〈一般意志〉——どのメンバーにとっても必要・有用であり、だからこそ、だれもが欲すること——であるかどうかをきわめて重要だ、とルソーは繰り返し強調している（たとえば『社会契約論』第四編第二章「投票」を参照）。

なぜなら、もし多数派が自分たちだけの利益を法として決めて

しまう、ということが続くとする。すると「法と政策とに自分たちの利害はまったく考慮されない」とマイノリティが感じるようになるかもしれない。これがきわまれば、ともに生きていこうという意志、つまり社会契約じたいが解体しかねない。

〈社会のルールや秩序について、自分（たち）の考えを表明でき、それが他の人たちによってきちんと聴き取られること。そのことによって、自分たちは社会を構成する対等なメンバーとして承認されるように遇されている、と感じられること〉——このことは私見では〈共存の意志〉が育まれるためのもつとも根本的な条件であり、ルソーはそのことを鋭く意識していた。

この〈自分の考えを表出でき、それが聴き取られる〉ということが実感されないと、〈自分たちはともに生きる仲間なのだ〉という感覚が衰え、社会の分裂や対立を招く。正義の感覚が社会のなかに健全に保たれ、また社会の分裂を招かないためにも、各人が自分の意見を発語する機会があり、またそれが社会の他のメンバーによってきちんと聴き取られることによって、〈共存の意志〉が生き生きと賦活されることが必要なのである。

### おわりに

さて、これまで正義の本質のワークショップの概要を紹介してきた（最後は私見を述べさせてもらった）。このようなワークショップを行うことによって、参加者が自分たちで正義というものを確かめ、そこに一定の共通理解を形成しうることを、読者にも感じていただければうれしい。

そして、ワークショップから出てきた結果（正義の本質）は、正義をめぐるさまざまな疑問や問題に応用していけること、また



さまざまな論者の説を、自分たちで見つけた正義の本質から検証しようということについても、もう少し詳しく示したかったが、次の機会を待ちたい。

最後に、哲学の方法の問題について一言。正義の本質は、「一人を殺しても、危機に瀕している十人の命を救えるならばそうすべきか」という類の「究極の問い」によってハッキリするような性格のものではない。あくまでも私たちが体験世界のなかで感じ取っていることをていねいに見て言語化することによってのみ、正義の問題は適切に扱うことができるのである。

大切なことは、問題を「知的パズル」のような仕方設定するのではなく、体験世界に即した問いの形——つまり私たちの生にとつて根本的で有用な問い方をする——こと、しかも私たち各自の**体験世界に即して答えられる形**にすること——が重要なのである。

今後のことになるが、方法の問題としては、日常から生まれてくるさまざまな疑問を「体験世界に即した問いの形」にするためのやり方について、機会があれば具体例を交えて述べてみたいと思う。また、正義の本質についても、私自身の論としてまとめめる機会をもちたいと思う。

また、補足しておきたいことが一つある。ここで私が取り上げた「現象学的還元」は、フッサールが「心理学的現象学還元」と呼ぶものであって、いわゆる「超越論的還元」ではない。この点について、若き現象学者の岩内章太郎は、超越論的還元の思想が本質観取を行う上で必須であることを主張している。超越論的還元によって、あらゆる存在者が意識と相関的なものであることが頭わになり、そのことによって初めて、本質観取は「真理それ自体」を目標とするものではないものとなる、というのである。

私は岩内の主張に全面的に賛成しているが、ここではそのことにふれることができなかった。『本質学研究』の一号、三号及び本号に所収されている岩内論文を参照されたい。

(了)

- (一) ニンという、配慮する (epimeleisthai エピメレイスタイ) は、世話する・気遣うとも訳される言葉である。『ゴルギアス』ではこれに代わって、やはり同様の意味をもつ *therapeuein* テラペウエインという動詞が多く使われている。
- (二) プラトン『ソクラテスの弁明』30A-B、納富信留訳、古典新訳文庫、二〇一二年、六二一―六三頁。
- (三) プラトン『ラケス』190D、三嶋輝夫訳、講談社学術文庫、一九九七年、四七頁。
- (四) 190E、前掲書、四七頁。
- (五) 191E、前掲書、五一頁。
- (六) 192C、前掲書、五二頁。
- (七) これについては加藤信朗『初期プラトン哲学』一九八八年、東京大学出版会、第三章を参照せよ。
- (八) 『ラケス』では、教育的動機が前面に出ているが、ソクラテスの対話のもっとも根本の動機が「魂の世話」であることは疑えない。
- (九) これまで私がワークショップを行うさいには、マス・メディアや学問における社会正義の語られ方については省略して、日常の実感的な体験例からスタートすることが多かった。しかし、メディアも各人の日常的な体験も、どちらも正義が私たちの体験世界に現れてくる仕方であるかぎり、ほんらいは

双方を視野に収めるべきであろう。

(二〇) ここで正義の本質として語ったものは、あくまでも近代的な正義というべきものである。過去のさまざまな前近代的な国家においては身分差があるのが普通であり、社会のすべての構成員を対等な存在として遇するのは「近代的な正義」のきわだった特徴である。前近代的な正義については、特定の聖なる存在ないし為政者に従う、という形をとるのが普通だが、そこにも「争いを避けて平和共存しようとする」という動機は含まれているだろう。前近代的な正義と近代的な正義の共通点と差異、また近代的な正義が生まれてくる社会的な条件について考察することは重要な課題だが、ここでは追求しないでおく。